

令和4年12月定例会 (令和4年(2022年)12月22日)

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月22日(木)	○開 会	6
	○開 議	6
	○諸般の報告	6
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	8
	○企業長提出第9号議案の委員長報告に対する質疑	10
	○企業長提出第9号議案の討論、採決	10
	○企業長提出第10号議案ないし第16号議案の一括上程及び提案 説明	10
	○企業団行政に対する一般質問	14
	○企業長提出議案の質疑	14
	△第10号議案の質疑	14
	△第11号議案の質疑	15
	△第12号議案の質疑	15
	△第13号議案の質疑	15
	△第14号議案の質疑	18
	△第15号議案の質疑	18
	△第16号議案の質疑	18
	○企業長提出議案の討論、採決	19
	△第10号議案の討論、採決	19
	△第11号議案の討論、採決	19
	△第12号議案の討論、採決	20
	△第13号議案の討論、採決	20

△第14号議案の討論、採決	21
△第15号議案の討論、採決	21
△第16号議案の討論、採決	22
○諸般の報告	22
○議事日程の追加	22
○委員会提出第1号議案の上程及び提案説明	22
○委員会提出議案の質疑	23
△委第1号議案の質疑	23
○委員会提出議案の討論、採決	24
△委第1号議案の討論、採決	24
○諸般の報告	24
○特定事件の議会運営委員会付託	24
○閉 議	25
○企業長の挨拶	25
○閉 会	25
署名議員	27

参考資料

企業長提出議案の処理結果	29
委員会提出議案の処理結果	29

水企告示第29号

令和4年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月15日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和4年（2022年）12月22日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年12月定例会 会期12月22日 1日間

応招議員 14名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	4番	瀬賀 恭子	議員
5番	長谷川 真也	議員	6番	川上 力	議員
7番	岡野 英美	議員	8番	大和田 哲	議員
10番	野口 和幸	議員	11番	小林 豊代子	議員
12番	清水 泉	議員	13番	後藤 孝江	議員
14番	金井 直樹	議員	15番	伊藤 治	議員

不応招議員 1名

9番 山田 大助 議員

12月定例会 第1日

令和4年(2022年)12月22日(木曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 7 企業長提出第9号議案の委員長報告に対する質疑
- 8 企業長提出第9号議案の討論、採決
- 9 企業長提出第10号議案ないし第16号議案の一括上程及び提案説明
- 10 企業団行政に対する一般質問
- 11 企業長提出議案の質疑
 - △ 第10号議案の質疑
 - △ 第11号議案の質疑
 - △ 第12号議案の質疑
 - △ 第13号議案の質疑
 - △ 第14号議案の質疑
 - △ 第15号議案の質疑
 - △ 第16号議案の質疑
- 12 企業長提出議案の討論、採決
 - △ 第10号議案の討論、採決
 - △ 第11号議案の討論、採決
 - △ 第12号議案の討論、採決
 - △ 第13号議案の討論、採決
 - △ 第14号議案の討論、採決
 - △ 第15号議案の討論、採決
 - △ 第16号議案の討論、採決
- 13 諸般の報告
- 14 議事日程の追加
- 15 委員会提出第1号議案の上程及び提案説明

- 1 6 委員会提出議案の質疑
 - △ 委第 1 号議案の質疑
- 1 7 委員会提出議案の討論、採決
 - △ 委第 1 号議案の討論、採決
- 1 8 諸般の報告
- 1 9 特定事件の議会運営委員会付託
- 2 0 閉 議
- 2 1 企業長の挨拶
- 2 2 閉 会

(開議 午前10時18分)

出席議員 14名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	4番	瀬賀 恭子	議員
5番	長谷川 真也	議員	6番	川上 力	議員
7番	岡野 英美	議員	8番	大和田 哲	議員
10番	野口 和幸	議員	11番	小林 豊代子	議員
12番	清水 泉	議員	13番	後藤 孝江	議員
14番	金井 直樹	議員	15番	伊藤 治	議員

欠席議員 1名

9番 山田 大助 議員

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口 晃利	企業長
石坂 正幸	局長
真子 憲一郎	次長(兼)総務課長
圓城寺 亜矢子	お客さま課長
松崎 義之	施設課長
新井 伸之	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田 晃	越谷市長
鈴木 勝	松伏町長

書記

小宮 崇	総務課調整幹
北條 理恵	総務課庶務担当主任

10時18分 開 会

◎開会の宣告

○（竹内栄治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和4年12月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○（竹内栄治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○（竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

○（竹内栄治議長） 企業長から令和4年4月から令和4年10月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

○（竹内栄治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△定期監査の報告

○（竹内栄治議長） 次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

○（竹内栄治議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

○（竹内栄治議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表を報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （竹内栄治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第636号

令和4年（2022年）12月15日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 竹内 栄治 様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口 晃利

令和4年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月22日招集に係る令和4年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止する条例制定について
 - 1 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （竹内栄治議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （竹内栄治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から
2番 増田 等議員、3番 野口高明議員、4番 瀬賀恭子議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （竹内栄治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （竹内栄治議長） 次に、決算特別委員会における閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第9号議案を議題といたします。

委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

野口和幸決算特別委員長、登壇して報告願います。

〔野口和幸決算特別委員長登壇〕

- （野口和幸決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第9号議案「令和3年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月29日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に川上 力委員が選任され、第9号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月6日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、老朽化した管路が原因の事故が各地で発生しているが、管路の老朽化を事前に把握するための取組は、に対し、

管路の老朽化による漏水を早期に発見する取組として、職員による消火栓等からの音聴調査や委託業者による高精度な分析調査を定期的実施している。埋設された配水管の漏水を瞬時に判定することは難しいが、職員による日々の点検や委託業者の専門的知識を活かすことで、多方面から漏水による事故を抑制していく、とのことであります。

次に、災害用備蓄飲料水の耐用年数は、に対し、

災害用備蓄飲料水については、令和2年度からプラスチック廃棄物の抑制のため5年保存のペットボトルから10年保存が可能なアルミボトルに変更し、計画的に購入している、とのことであります。

次に、給水停止を行わないための対策は、に対し、

給水停止措置は、督促状や催告書の送付、給水停止を予告する年3回の特別催告を行い、それでも納付の相談や支払いがない場合にやむなく執行している。滞納者へは、納付相談を実施し、支払い猶予や分割納付にも応じている。それでもなお生活の困窮により支払いが困難な方については、必要に応じて構成市町の福祉部門を案内するなどの対応をしている、とのことであります。

次に、重要給水施設指定を見直す考えは、に対し、

重要給水施設については、病院や地域防災計画等で定められた避難所のうち、防災上の重要度を考慮して優先的に給水を確保すべき施設として14か所を指定している。指定施設は、構成市町と協議のうえ適宜見直しを行っていく、とのことであります。

次に、災害発生時の飲料水確保に民間の井戸を活用する考えは、に対し、

給水区域内の井戸の水質では飲料用に適さないため、災害時の井戸水の活用は考えておらず、災害発生時には、給水区域内の避難所などに設置されている「耐震型緊急用貯水槽」と各浄・配水場の貯水分を合わせて必要な水量を確保することとなっている。また、当企業団所有の給水車のみでは対応が難しい場合は、公益社団法人日本水道協会との相互応援活動協定に基づき他の水道事業者等の応援隊の給水車により応急給水を行うこととしている、とのことであります。

次に、浄・配水場へ新たな再生可能エネルギー設備を導入する考えは、に対し、

現在、西部配水場に小水力発電設備を導入し、北部配水場に太陽光発電設備を導入しているが、現状では、余剰水圧や敷地面積の問題でこれ以上の新設は難しい。しかし、令和4年度及び令和5年度の西部配水場設備更新に伴い、東部配水場と同様に使用電力の少ない高効率の機械の導入を検討しているところであり、今後も消費電力の削減に努めていく、とのことであります。

次に、水道料金を改定する予定は、に対し、

水道事業マスタープラン(後期見直し)の財政計画では、令和16年度に収益的収支が赤字となり、令和20年度には内部留保資金が枯渇する試算となっているが、令和7年度までは現行の水道料金水準を維持することとしている。当企業団では、配水量の約9割を県から受水しており、令和7年3月までは現行料金を据え置くと聞いているが、次期マスタープラン策定時には、財政計画や施設の

整備・更新、管路の耐震化など多額の費用を必要とする事業等の収支を勘案しながら検討していく、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第9号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第9号議案の委員長報告に対する質疑

- （竹内栄治議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時30分 休憩

10時30分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出第9号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第9号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出第10号議案ないし第16号議案の一括上程及び提案説明

- （竹内栄治議長） 次に、企業長提出第10号議案ないし第16号議案の7件を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第9号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定を初め、7件の議案をご提案申し上げます。

それでは、各議案につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

第10号議案及び第11号議案は、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の215」から「100分の225」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和5年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の215」から「100分の220」に、12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の220」に改め、令和5年4月1日から施行してまいります。

次に、第12号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、関係する6条例について所要の改正等を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、「越谷・松伏水道企業団職員の定年等に関する条例」におきましては、国家公務員の定年を基準として、職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度の導入に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、「越谷・松伏水道企業団職員の再任用に関する条例」におきまして、現行の再任用制度が廃止されるため、条例を廃止するほか、経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中において、現行と同様に65歳まで再任用できるよう暫定再任用制度を導入するものでございます。その他4つの条例において、定年延長に伴う所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、「個人情報保護に関する法律」の一部が改正されることに伴い、関係する2つの条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、「越谷・松伏水道企業団情報公開条例」におきましては、公開請求に対する決定の期限などの制度の基準につきまして、「個人情報の保護に関する法律」と同様の取扱いとするものでございます。

次に、「越谷・松伏水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例」におきましては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき諮問する事項などを、審査会の所管事項として定めるものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行してまいります。

次に、第14号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

個人情報保護制度につきましては、これまで国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等が、個別の法令等に基づき、それぞれ運用してまいりましたが、このほど、「個人情報の保護に関する法律」の改正等により全国的な共通ルールが設定され、地方公共団体においては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく運用となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、法律において条例によることとされた開示請求に係る手数料の額や審査会への諮問事項を定めるほか、当企業団独自の個人情報保護制度の運用として、個人情報保護管理者の設置や、記録される本人の数が100人以上となる個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成、制度の実施状況の公表などを定めるものでございます。

また、本条例の附則において、「越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例」を廃止するものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行してまいります。

次に、第15号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、情報公開・個人情報保護審議会を廃止するため、提案するものでございます。

このたびの「個人情報の保護に関する法律」の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して個人情報保護委員会が解釈を一元的に担う仕組みが確立されたため、個人情報の取得、利用、提供等について、審議会等への類型的な諮問を要件とする旨の規定を条例に定めることは認められず、諮問は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限るとされたことから、従来、主に類型的な諮問に対応してきた情報公開・個人情報保護審議会を廃止するものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行してまいります。

次に、第16号議案について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、まず、電気料金の高騰に伴い、浄・配水場の動力費及び

庁舎等の光熱水費を増額するものでございます。

次に、令和4年度からの2か年継続事業である「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第6工区）」の工事内容の変更及び「西部配水場設備整備工事」の契約締結に伴う事業費の確定等に伴い、事業費とその財源を減額するとともに、継続費の総額と年割額を変更するものでございます。

また、「水道マイページ」の利用を促進するための事業を債務負担行為に追加するものでございます。

それでは、お手元の補正予算書及び補正予算説明書に基づき説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページを御覧いただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、主な建設改良事業の予定量を事業費の減額に併せて変更するものでございまして、1億8,700万円を減額し、25億8,000万円といたします。

第3条「収益的収入及び支出」については、支出で3,400万円を増額し、補正後の額を71億2,700万円といたします。内容は、電気料金の高騰に伴い、浄・配水場の動力費を3,000万円、庁舎等の光熱水費を400万円、それぞれ増額するものでございます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入で2億5,100万円を減額し、補正後の額を8億円といたします。内容は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第6工区）」及び「西部配水場設備整備工事」に係る事業費の減額に伴い、「企業債」を1億2,200万円減額するものです。

また、「西部配水場設備整備工事」に係る国庫補助金を1億2,900万円減額するものでございます。

次に、支出で1億8,700万円を減額し、補正後の額を45億9,500万円といたします。内訳は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第6工区）」で8,100万円、「西部配水場設備整備工事」で1億600万円を、それぞれ減額するものでございます。

以上の結果、資本的収支における不足額は、37億9,500万円となり、「過年度損益勘定留保資金等」で補填をさせていただきます。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第6工区）」で総額を7億2,000万円に、「西部配水場設備整備工事」で総額を26億2,900万円に改めるものでございます。

第6条「債務負担行為」については、令和5年1月から運用を開始する「水道マイページ」の利用を促進するPR事業を令和4年度内に着手するため、限度額300万円を設定するものでございます。

第7条「企業債」については、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」（第6工区及び第8工区）に係る限度額を9,300万円に、西部配水場設備整備工事の「配水施設改良事業」に係る限度額を1億2,900万円に、それぞれ改めるものでございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） ここで、第10号議案ないし及び第16号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時43分 休 憩

11時05分 再 開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （竹内栄治議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第10号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第10号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（8番 大和田 哲議員「はい」と言う）

8番 大和田 哲議員、登壇して発言願います。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

- 8番（大和田 哲議員） 議長の許可をいただきましたので、第10号議案及び第11号議案の特別職の期末手当に関する規定の整備について、質疑をさせていただきます。

現在、コロナ禍は第8波を迎え、感染者が拡大傾向になっております。また、急激な物価高騰により、燃料、電気代の高騰など、市民・町民の生活環境は厳しくなっております。また、高齢者にとって年金は下がる一方で、医療費負担の2倍化を強いられるなど、つらく重い負担がのしかかっています。こうした状況の中で、国も不十分であります。コロナ対応臨時交付金などを活用して、それぞれの自治体の住民ニーズに即した生活支援を行っているわけです。こうしたことから、生活実感はコロナ禍前よりも景気がよくなっているとは到底思えないと思います。

特別職の期末手当引上げについては、人事院勧告に基づく地方公務員の給与形態に準じて行われるものと理解いたしますが、一般職の職員と同一に今このタイミングで特別職の期末手当を引き上

げるべきではないと考えますが、お考えをお示してください。

- （竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

期末手当につきましては、人事院勧告に基づく国の対応や当企業団の構成団体である越谷市及び松伏町の取扱いを勘案し、一般職と同様に0.1か月分の引上げを行うことといたしました。利用者の皆様の生活実態に鑑みるとき、ご理解が得られるかということでございますけれども、今回の期末手当引上げにより水道料金を引き上げるというようなことであれば、その引上額の多少にかかわらず容易ではないと思いますが、今回はそのようなことはございません。

また、現在の厳しい経済状況を考慮し、お客様に寄り添った丁寧な窓口対応をはじめ、今後も現行料金の下で安全で良質な水を安定的に給水するという水道事業体としての使命を果たすことによって、利用者の皆様のご理解をいただけるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- （竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（8番 大和田 哲議員「ありません」と言う）

以上で、大和田 哲議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 以上で質疑を終結いたします。

△第11号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第11号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第12号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第12号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第13号議案の質疑

○（竹内栄治議長） 第13号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（8番 大和田 哲議員「はい」と言う）

8番 大和田 哲議員、登壇して発言願います。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

○8番（大和田 哲議員） 議長の許可をいただきましたので、第13号議案「越谷・松伏水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例制定について」、3点質疑いたします。

今回は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴う関係条例の改正ですが、第14号議案、第15号議案についても同じような経緯での条例の改正となりますことから、3つの条例に関連しての質疑とさせていただきます。

日本共産党は、今回の法改正で、自治体、公営企業などの実施機関の保護条例が設けてきた規制が「データ流通の支障となる」として全国的な共通ルールの下に一元化されてしまい、実際に築いてきた優れた到達点をリセットさせるものと批判をしてきました。審議会については、個人情報保護委員会事務局と総務省自治行政局からの情報提供資料が各自治体や実施機関等に送付され、その中で「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について典型的に審議会等への諮問を条件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない」として、実施機関に強い言葉で述べています。こうしたことから、今までの審議会の運用と大きく役割が変わってしまうということを強く懸念をしているわけですが、今回の法改正、条例改正に伴う情報公開・個人情報保護審議会の審議内容や役割の変化についてお伺いいたします。

2点目、いわゆる「許容されない」部分について、例えば過去審議会で議論した中身で、今後、取扱いがなくなるものがあればお示しいただきたいと思います。

3点目、これまで審議会が担ってきた重要な役割が、今後、国の意向で許容されなくなり、共通のルールで一元化されてしまい、越谷・松伏水道企業団の自主性がなくなってしまうことが懸念されますが、企業長のお考えをお伺いいたします。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまのご質問の1点目、情報公開・個人情報保護審議会の審議内容や役割の変化について。2点目、過去の審議会で議論した中で、今後、取扱いがなくなるものについて。それから、3点目、一元化された共通ルールの下における当企業団の自主性について、この3点につきましては、総務課長よりご答弁させていただきます。

○（竹内栄治議長） 次に、総務課長。

〔真子憲一郎次長（兼）総務課長登壇〕

○（真子憲一郎次長（兼）総務課長） それでは、3点の質疑事項につきまして、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目のお尋ねでございますが、当企業団におきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、審議会と審査会を設置しているところでございます。審議会につきましては、主に個人情報の収集、目的外利用、オンライン結合といった、いわゆる類型的な諮問事項について、また審査会につきましては、審査請求に対する諮問事項について、それぞれご審議をいただいていたところでございます。また、そのほか制度の運営に関しまして、審議会、審査会、それぞれの委員さんから専門的知見に基づく様々なご意見を伺ってきたところでございます。

今回、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、これまで審議会に諮問しておりましたオンライン結合など、類型的な諮問内容における具体的な判断につきましては、個人情報保護委員会によるガイドラインや助言等を踏まえ、共通ルールの下で運用を図ることとなり、審議会等への諮問ができなくなるということになってございます。

そこで、このような改正内容を踏まえまして、当企業団におきましては、審議会を廃止させていただき、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合や、これまで審議会が担っていたその他事項につきましては、審査会が対応するという形で機能の統合を図る整理をさせていただいているところでございます。

なお、今回、審議会を廃止いたしますが、個人情報保護制度の適正な運用を図り、個人の多様な権利利益を守ることにしましては、何ら影響がないよう必要な措置を講じてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目のお尋ねでございますが、これまでの審議会の諮問事項でございます。令和4年度におきましては、来年令和5年1月より開始を予定しております「水道マイページ」の運用を開始するに当たりまして、外部の電子計算組織との結合、いわゆるオンライン結合を行う必要がございましたので、諮問いたしましたところでございます。

また、過去には、平成30年度にドライブレコーダーの設置について、平成28年度には企業団庁舎における電話の通話録音装置の設置について諮問いたしているところでございます。これらの諮問事項につきましては、改正後の個人情報保護法の下では、いわゆる類型的な諮問事項になりますことから、今後は諮問ができないということになるものでございます。

次に、3点目のお尋ねでございますが、今回、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、これまで条例による運用から、個人情報保護法の下、個人情報保護委員会によるガイドラインや助言等を踏まえ、共通ルールの下で運用を図っていくこととなります。しかしながら、当企業団といたしましては、今後も引き続き個人情報の取扱いに関しては、個人の権利や利益を最大限守っていくという姿勢で取り組んでいくことには何ら変わりなく、現行条例と同等の保護水準を適切に実施してまいりたいと考えております。したがって、今後の個人情報保護制度の運用に関しましては、諮問事項とは別の範疇にはなるかと思いますが、これまでと同様に審査会委員さんのご意見を

伺いながら、最大限お客様に寄り添った形で真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（8番 大和田 哲議員「ありません」と言う）

以上で、大和田 哲議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） 以上で質疑を終結いたします。

△第14号議案の質疑

○（竹内栄治議長） 第14号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第15号議案の質疑

○（竹内栄治議長） 第15号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第16号議案の質疑

○（竹内栄治議長） 第16号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○（竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時19分 休憩

11時21分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第10号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第10号議案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 大和田 哲議員、登壇して発言願います。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

- 8番（大和田 哲議員） 議長の許可をいただきましたので、第10号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び第11号議案「越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2つの議案は、それぞれ越谷・松伏水道企業団議会議員、企業長の期末手当を人事院勧告に基づく国家公務員の給与規定の変更に伴い引き上げるものですが、日本共産党越谷市議団は、市民・町民の生活実感に基づいて慎重に判断すべきと考えております。

現在、コロナ禍第8波を迎えて、感染者の増加に伴う日常生活や仕事への影響は計り知れません。また、急激な物価の高騰や燃料、電気代などの値上がり相次いでいます。一方で、現役世代では、1人当たりの実質賃金はピーク時の1997年と2020年を比べると64万円も減ってしまい、回復していません。また、高齢者の年金は2年連続の引下げ、医療費の窓口負担は2倍になるなど、現役世代も高齢者も生活は苦しさを増し、貧困と格差が広がっています。こうした中で、越谷市民・松伏町民を代表する特別職の期末手当を引き上げることは、市民・町民の理解が得られないと考えます。

以上の理由から本議案に反対します。

- （竹内栄治議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （竹内栄治議長） 挙手は多数であります。

したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

△第11号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第11号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （竹内栄治議長） 挙手は多数であります。

したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

△第12号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第12号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

△第13号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第13号議案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 大和田 哲議員、登壇して発言願います。

〔8番 大和田 哲議員登壇〕

- 8番（大和田 哲議員） 議長の許可をいただきましたので、第13号議案「越谷・松伏水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例制定について」反対の立場から討論いたします。

本議案には、情報公開条例と審査会条例の2つが含まれています。また、第14号議案の「越谷・松伏水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」との統合、補完的な役割を担っています。第15号議案の「越谷・松伏水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止する条例制定について」と関連して、3議案にまたがったの発言となりますことをご了承願いたいと思います。

政府は、2021年5月に成立させたデジタル改革関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供し、企業にAIで分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。その関連法の重要な柱の一つが、個人情報保護法の改悪です。自治体が国に先駆けて作り上げてきた保護条例の規制が「データ流通の支障となる」として、全国的な共通ルールの下に一元化することにしました。

国の個人情報保護委員会は、自治体の情報公開条例と個人情報保護条例の改正に当たって、「個人

情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは許されない」として、これまで越谷・松伏水道企業団の審議会として重要な個人情報の取扱いについての議論が行われてきたと思いますが、今後は議論することがなくなってしまいます。これでは、これまで企業団が独自で作り上げてきた集団的議論の到達点がなきものとなり、企業団独自の自主性がなくなってしまいます。これは、個人情報を取り扱う最も身近な行政機関として、本来あるべき姿ではないと考えます。

また、第14号議案、個人情報の保護に関する法律施行条例制定についての中でも、審査会の諮問を定めた条文は極めて不十分と言わざるを得ません。

第15号議案は、審議会を廃止する議案です。企業団の積み上げてきた個人情報の取扱いについてのルールをなし崩しにして、全国共通のルールとして企業のもうけに使用しようとする本議案には賛成できません。

以上の理由から反対討論とします。

- （竹内栄治議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （竹内栄治議長） 挙手は多数であります。

したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

△第14号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第14号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （竹内栄治議長） 挙手は多数であります。

したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

△第15号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第15号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

- （竹内栄治議長） 挙手は多数であります。
したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

△第16号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第16号議案について討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。
したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△委員会提出議案の報告

- （竹内栄治議長） 委員会提出議案が1件提出されましたので、報告第7号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （竹内栄治議長） お諮りいたします。
小林豊代子議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。
したがって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎委員会提出第1号議案の上程及び提案説明

- （竹内栄治議長） これより、委員会提出第1号議案を議題といたします。
提出者、小林豊代子議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。
小林豊代子議会運営委員長、登壇して説明願います。

[小林豊代子議会運営委員長登壇]

- （小林豊代子議会運営委員長） 議長のご指名によりまして、委員会提出第1号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されることに伴い、議会が法の適用対象とされないことから、議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

本条例案は、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、議会が保有する個人情報の適正な取扱いや開示等の手続き及び審査会への諮問事項、罰則等について定めるものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時33分 休憩

11時33分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出議案の質疑

- （竹内栄治議長） 委員会提出議案の質疑を行います。

△委第1号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 委第1号議案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時34分 休憩

11時34分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 委員会提出議案の討論、採決を行います。

△委第1号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 委第1号議案の討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。

したがって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （竹内栄治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （竹内栄治議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （竹内栄治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （竹内栄治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第10号議案ないし第16号議案、また、閉会中の継続審査とされておりました第9号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会や今定例会においていただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後とも、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と、限りないお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、新型コロナウイルスの感染動向が懸念されますが、来年はそうした心配のない安心した生活が一日も早く戻るよう願ってやみません。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいこととは存じますが、健康に十分ご留意いただき、さらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （竹内栄治議長） これをもちまして、令和4年12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 竹 内 栄 治

署名議員 増 田 等

署名議員 野 口 高 明

署名議員 瀬 賀 恭 子

◎企業長提出議案の処理結果

- 第 9 号議案 令和 3 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(認定可決)
- 第 10 号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 11 号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 12 号議案 越谷・松伏水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
(原案可決)
- 第 13 号議案 越谷・松伏水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 14 号議案 越谷・松伏水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
(原案可決)
- 第 15 号議案 越谷・松伏水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止する条例制定について
(原案可決)
- 第 16 号議案 令和 4 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について
(原案可決)

◎委員会提出議案の処理結果

- 委第 1 号議案 越谷・松伏水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例制定について
(原案可決)